

高槻市議会委員会条例の一部を改正する条例

高槻市議会委員会条例（昭和48年高槻市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務消防委員会の項中「議会事務局」の次に「、危機管理室」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。